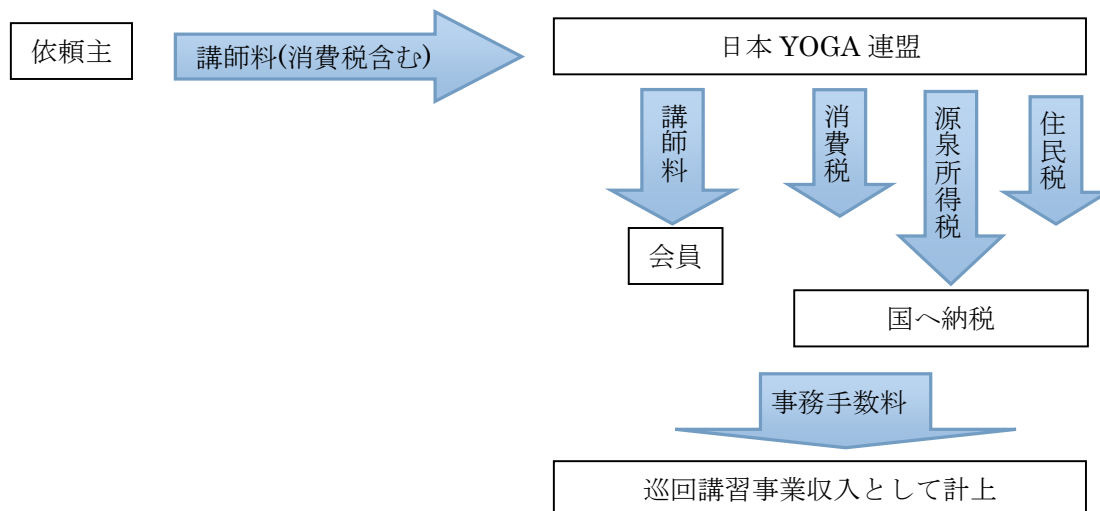


巡回講習事業のお金の流れ



■講師料から控除される事務手数料の内訳

事務手数料	10%
（消費税	8%
（法人収益	2%

※創業当初は消費税 5%、法人収益 5%を合わせて事務手数料を 10%としていただいていた。その後 8%増税時には会員への負担を据え置き、法人が増税分を負担する形をとりました。

■講師料が 10,000 円の場合 ※源泉所得税、住民税がない場合

税込価格	講師料として法人に振り込まれる金額	10,000 円	10,000 円
消費税率	法人が納税する税率	5%	8%
消費税額	法人が納税する税額	476 円	740 円
税抜価格	講師料本体価格	9,524 円	9,260 円
事務手数料率	講師料から控除する事務手数料率	10%	10%
事務手数料	講師料から控除する事務手数料額	1,000 円	1,000 円
給与支給	会員へ支給する講師料	9,000 円	9,000 円
法人収益	法人の収益として計上される額	524 円	260 円